

令和5年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その2)

議案第173号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する

条例の制定について

建設緑政局

1 川崎市準用河川占用料徴収条例について

- 河川区域内の土地（河川管理用通路を含む）を継続的に使用する場合は、河川法第24条に基づき、**河川管理者の許可**を受ける必要がある。
- 市町村長は同法第32条第1項及び同法第100条第1項に基づき準用河川に係る占用料を徴収することができ、**その額及び徴収方法は、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされている。**

川崎市準用河川占用料徴収条例

2 条例改正の内容

占用料の額については、算定の基礎となる固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要がある。

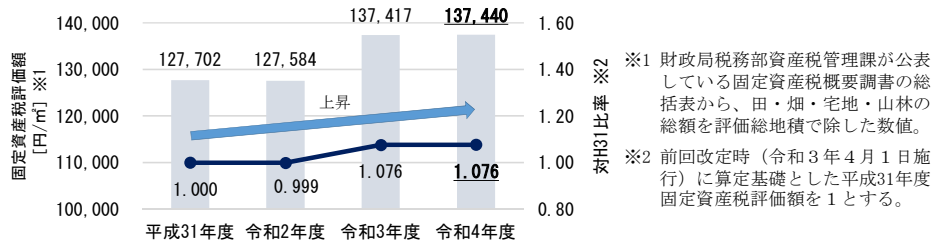
準用河川における土地占用料については、市内にある河川区域内の管理用通路が一般の生活道としても利用されていること、また、道路法で認定されている通路が多く存在することから、道路占用料との均衡を図る必要があり、その**算定方法は道路占用料に準拠している**ところである。

今年度、適正な地価水準等を反映させるために道路占用料の改定を予定していることから、併せて準用河川における土地占用料についても改定を行うこととする。

$$\text{占用料の額[円/月・㎡]} = \text{道路価格[円/㎡]} \times \text{使用料率[\%/年]} (\times \text{修正率[\%]}) \div 12$$

	定義	算出方法
道路価格	1㎡あたりの道路の価格	令和4年度固定資産税評価額を基に算出
使用料率	地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率	国（道路法施行令；令和5年4月1日施行）で採用されている数値を採用
修正率	道路空間の一部を使用する物件（上空や地下）や、土地利用に制約を受ける物件（高架下など）に対する減額率	

(1) 固定資産税評価額の推移



(2) 国の占用料改定に伴う使用料率の変更

施行年	国の使用料率（定額物件）	
	商業地目	平均地目
従前（令和2年4月時点）	3.86%	4.64%
現行（令和5年4月時点）	3.56%	4.41%

低下

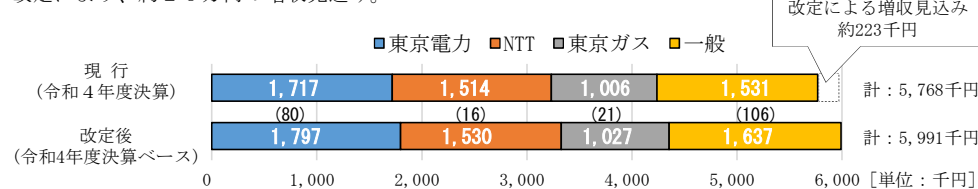
（準用河川においては「定率物件」の設定なし）

3 新旧対照表

主な占用物件	占用料		
	単位	新（改定案）	旧（現行）
第1種電柱	1本につき1月	280円	280円
第2種電柱		440円	430円
第3種電柱		590円	580円
第1種電話柱		250円	250円
第2種電話柱		410円	400円
第3種電話柱		560円	550円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1mにつき1月	外径 0.07m未満	10円
		外径 0.07m以上0.1m未満	15円
		外径 0.1m以上0.15m未満	23円
		外径 0.15m以上0.2m未満	30円
		外径 0.2m以上0.3m未満	46円
		外径 0.3m以上0.4m未満	61円
		外径 0.4m以上0.7m未満	110円
		外径 0.7m以上1m未満	150円
外径 1m以上	300円	300円	
橋その他通路に供するもの	1㎡につき1月	170円	160円
工事のための仮設建築物及び臨時材料置場		980円	890円

4 占用料改定に伴う歳入見込み

土地占用料による歳入のうち、7割以上を東京電力、NTT東日本、東京ガスが占めており、今回の改定により、約20万円の増収見込み。



5 附則

施行期日 令和6年4月1日

関係法令

－河川法－

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(流水占用料等の徴収等)

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の四、第十六条の五、第六十五条の三及び第六十五条の四の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、（中略）読み替えるものとする。

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第29号 (略) 別表 (第 2 条関係)				○川崎市準用河川占用料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第29号 (略) 別表 (第 2 条関係)					
種別		単位	占用料	種別		単位	占用料		
流水占 用料	鉱工業その他の用に供するもの	占用許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円	流水占 用料	鉱工業その他の用に供するもの	占用許可水量 毎秒1リットルにつき1月	350円		
土地占 用料	第1種電柱	1本につき1 月	280円	土地占 用料	第1種電柱	1本につき1 月	280円		
	第2種電柱		<u>440円</u>		第2種電柱		<u>430円</u>		
	第3種電柱		<u>590円</u>		第3種電柱		<u>580円</u>		
	第1種電話柱		250円		第1種電話柱		250円		
	第2種電話柱		<u>410円</u>		第2種電話柱		<u>400円</u>		
	第3種電話柱		<u>560円</u>		第3種電話柱		<u>550円</u>		
	その他の柱類		25円		その他の柱類		25円		
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートルに つき1月		<u>3円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	1メートルに つき1月	<u>2円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類				<u>2円</u>		地下電線その他地下に設ける線類		<u>1円</u>
	送電塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1月		<u>510円</u>		送電塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1月	<u>500円</u>
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	<u>510円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	<u>500円</u>				
水管、下水道管、ガス管その他	外径が0.07メートル未満の	1メートルにつき1月	<u>11円</u>	水管、下水道管、ガス管その他	外径が0.07メートル未満の	1メートルにつき1月	<u>10円</u>		

改正後				改正前			
	他これらに類するもの	もの		他これらに類するもの	もの		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	15円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	15円	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>23円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>22円</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	30円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	30円	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>46円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>45円</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>61円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>60円</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>110円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>100円</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	150円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	150円	

改正後				改正前			
	もの 外径が1メートル以上のもの		300円		もの 外径が1メートル以上のもの		300円
	橋その他通路に供するもの	1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>		橋その他通路に供するもの	1平方メートルにつき1月	<u>160円</u>
	工事のための仮設建築物及び臨時材料置場		<u>980円</u>		工事のための仮設建築物及び臨時材料置場		<u>890円</u>
	上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例 (昭和30年川崎市条例第7号) 別表の規定に準じて市長が定める。			上記以外のもの	川崎市道路占用料徴収条例 (昭和30年川崎市条例第7号) 別表の規定に準じて市長が定める。	
備考				備考			
<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>				<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>			